

令和3年三好市教育委員会10月定例会議録

(1) 開会及び閉会に関する事項

令和3年10月21日(木)

教育委員会1階 中会議室

開催 午後2時00分

閉会 午後2時30分

(2) 出席委員の氏名

教育長 竹内 明裕

委員 喜多 雅文 委員 大北 慶子

委員 深田 晃司 委員 石井 一次

(3) 委員を除くほか、議場に出席した者の氏名

▼出席職員

教育次長 宮岡 浩司

学校教育課長兼三好市学校給食センター所長 宮内 一也

社会教育課長 細田 博樹

学校教育課指導主事 立花 久

学校教育課主幹 岡田 由紀

学校教育課主任主査 竹内 美佐子

(4) 傍聴人

▼傍聴人

0名

〔開 会〕

教育長 定例会を開催する旨を告げる。

〔教育長の報告〕

教育長 令和3年9月22日から本日定例会までの主な事項について報告する。

〔前回会議録の承認〕

教育長 配布されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 会議録を承認する旨を告げる。

〔議 事〕

教育長 議事に入ることを告げる。

議案第31号 三好市就学援助費交付規則の一部を改正する規則について

教育長 説明を求める。

学校教育課主任主査 小学校及び中学校への入学前に新入学児童生徒学用品費を支給していることに伴い、内容を改めるものである。

喜多委員 小学校入学予定者に対する新入学児童生徒学用品の支給に関することが、今回の改正の主な目的と思われるが、この援助費は新設されたものか。

学校教育課主任主査 従来からある制度であり、中学校入学生徒を対象とした入学前支給は平成30年度から、小学校入学児童を対象とした入学前支給は令和元年度より行っている。

喜多委員 改正前の第4条に、要保護者について記載されてあるただし書きを削除している。要保護者は生活保護家庭と認識している。交付対象者を定めている第2条には要保護者と記載されている。第4条を削除した場合、第2条の削除は必要としないか。

学校教育課主任主査 要保護者へは医療費と修学旅行費を支給しており、その他については生活保護費としての支給となっている。要保護者の申請書提出を求めているため、文面より削除した。

喜多委員 2 費目支給のために申請が必要であるから、第 2 条は削除してないということか。

学校教育課長 「この限りではない」は出さなくてもよいという考え方である。申請書を提出しているので第 4 条は削除した。

喜多委員 第 5 条の入学準備費は、第 4 条の新入学児童生徒学用品費ではないか。2 つの違いが分からない。

学校教育課主任主査 ご指摘のとおりであり、修正したい。

学校教育課長 修正したものを修正案とさせていただきます。

教育長 議案第 3 1 号を修正案のとおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第 3 1 号について、修正案のとおり決定したことを告げる。

議案第 3 2 号 三好市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する告示について

教育長 説明を求める。

学校教育課主任主査 適応指導教室の住所番地を改めるものである。

学校教育課長 例規の精査作業中に担当者が誤りを見つけ訂正するものである。

喜多委員 適応指導教室の概況を教えてください。

学校教育課主任主査 そよかぜ学級として、たばこ資料館の 2 階に設置している。様々な理由で学校に通学することが困難になっている児童生徒が、在籍したまま通学する場所である。現在、指導者は 2 名である。8 名の中学生が利用している。9 時から 14 時まで開設しており、午前の学習活動、午後の自由活動を基本としている。関係機関と連携し、出前授業等も実施している。広く周知するため、郡市養護部会による見学会等を実施した。

教育長 議案第 3 2 号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第 3 2 号について、原案のとおり決定したことを告げる。

〔閉 会〕

教育長 本日の議事がすべて終了したので閉会する旨を告げる。

以上